

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金Q&A

区分		質問	回答
共通	Q1	FIT 売電とはなんですか。	再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る「固定価格買取制度（FIT 制度）」の認定を取得し行う売電のことです。FIT 制度の詳細は、下記の資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/
	Q2	野立ての太陽光発電設備は補助金の交付対象となりますか。	交付対象外です。住宅敷地内の建築物の屋根に設置する設備が補助金の交付対象です。
	Q3	蓄電池のみ設置した場合は補助金の交付対象となりますか。	交付対象外です。同様に太陽光発電設備のみを設置した場合も交付対象外です。 <u>太陽光発電設備のみ又は、蓄電池のみを設置した場合は綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金をご活用ください。</u> https://www.city.ayabe.lg.jp/0000000969.html
	Q4	太陽光発電設備を増設する場合は交付対象となりますか。	交付対象ですが、導入する太陽光発電設備の発電出力は2kW以上で、既設分を含めた太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 10kW 未満である必要があります。また、過去に綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けている場合は、交付対象外です。
	Q5	中古品やリース契約により導入する設備は交付対象となりますか。	交付対象外です。PPA で導入する設備も交付対象外です。（0円ソーラーもリースや PPA での導入となるため交付対象外です。）
	Q6	共同購入支援事業を利用して導入した設備は交付対象となりますか。	本補助金の交付要件に合致していれば交付対象となります。
	Q7	綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金を交付申請することは必須ですか。	必須です。本補助金の補助対象者の要件に、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受ける者と定めています。
	Q8	先に綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付申請を行ってもいいですか。	受付できません。本補助金の交付申請を行う場合は、必ず綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金と同時に交付申請を行ってください。
	Q9	申請書類が一部揃っていませんが、交付申請を行ってもいいですか。	受付できません。申請書類を全て揃えてから交付申請を行ってください。
自家消費型 （FIT 売電可） 事業	Q10	FIT 売電を行っていない場合（非 FIT）でも交付申請することが出来ますか。	交付申請可能です。ただし、自家消費型（FIT 売電不可）事業との併用はできません。
	Q11	他の補助金等との併用は可能ですか。	補助対象設備が重複する本市の他の補助金は、併用できません。ただし、Q7 のとおり、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金は一緒に申請してください。

自家消費型 (FIT 売電不可) 事業	Q12	余剰電力を売電することは可能ですか。	自家消費率が30%以上であれば、余剰電力を売電することが可能です。下記の京都府のホームページにおいて、非FIT余剰電力の買取事業者の一覧が掲載されていますので、ご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html
	Q13	他の補助金等との併用は可能ですか。	補助対象設備が重複する本市の他の補助金又は国の補助金については、併用できません。ただし、Q7のとおり、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金は一緒に申請してください。
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業	Q14	住宅用太陽光発電・蓄電システムと「同時設置」とありますが、同時設置の考え方を教えてください。	住宅用太陽光発電・蓄電システムと導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約の設置工事が同時に行われたものとみなします。ただし、いずれの場合も、補助金の交付申請が一つにまとめられており、事業実施期間に沿った事業であることが求められます。
	Q15	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果があることをどのように確認すればいいですか。	ホームページに簡易な温室効果ガス削減効果算定ツールがございますので、ご活用ください。
	Q16	新築に高効率給湯機器を設置しましたが、従来の給湯機器との比較はどうすればいいですか。	新築の場合は、旧住宅で使用していた機器に対して30%以上の省CO2効果が得られるものであるかを確認してください。
	Q17	新築に高効率給湯機器を設置しましたが、旧住宅に比較できる設備がない場合はどうすればいいですか。	新築等で旧住宅に比較できる設備がない場合は、以前に製造されていた同程度の定格能力（給湯器の号数、タンク容量等）の給湯機器を従来の給湯機器として設定してください。ただし、その場合に導入する給湯機器は、申請書手引き p.23 に記載する交付要件を満たす給湯機器とします。
事業開始承認	Q18	事業開始承認を受けなければ、補助金申請を行うことができない場合があるとのことですが、こういった場合に事業開始の承認が必要ですか。	自家消費型（FIT 売電不可）事業又は高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業を実施しようとする者で、事業実施期間が年度を跨ぐ場合は事業着手前に事業開始の承認が必要です。ただし、建築物の新增築工事と補助対象設備を一体で契約を締結し、尚且つ補助対象設備の契約締結日から竣工日又は代金支払日のいずれか遅い方までの期間が1年以上に及ぶ事業を行う者でなければ事業開始の承認を受けることができません。
	Q19	事業着手後に事業開始の承認が必要であると判明しました。今からでも事業開始承認申請を行ったほうがいいですか。	事業開始承認申請は、事業着手前に行う必要があります。事業着手後は事業開始の承認を受けることができませんのでご了承ください。
	Q20	事業開始の承認を受けていれば、必ず補助金は交付されますか。	本補助制度は、国や府の予算措置が前提となるため、事業開始承認が補助金の交付を保証するものではないことをご了承ください。また、事業開始承認後の要件や補助対象設備に係る交付要件を満たしていない場合は、補助金の交付を行うことができませんのでご注意ください。